

北海道における適切な森林整備等の実施に向けた指針

本道においては、近年、カラマツをはじめとした豊富な人工林資源に対する需要が急速に高まり、林業事業者による素材生産活動が活発となっているが、環境に配慮しない粗雑な施業が見受けられ、皆伐後に造林されず放置された伐採跡地の増加も懸念されているところである。また、素材生産活動の活発化に伴い、今後、建設業など異業種からの林業への新規参入も見込まれるところである。

森林は、木材供給機能と同時に公益的機能を有する環境財であるため、その取扱いには、森林法などの関係法令の遵守や林地の保全など環境への配慮が重要であるとともに、資源の循環利用を進めるため、伐採跡地の適確な更新が必要である。

森林施業を森林所有者から受託等により実施する林業事業者は、将来にわたり森林の恵みを楽しむことができるよう、これらのことに取り組み、持続的な森林づくりを担うことが必要である。

また、林業は他産業と比べ、労働災害の発生率が高いことから、労働安全衛生への積極的な取組も必要となっている。

これらのことから、関係法令等を遵守した適切な森林整備等を行い、労働安全衛生管理に努める健全な林業事業者の育成を図るため、林業事業者に対し、森林整備等の実施にあたり特に必要な事項を「北海道における適切な森林整備等の実施に向けた指針」として示す。

記

第1 森林法等関係法令等の遵守に関する事項

森林整備等を実施する場合は、森林法等関係法令に基づく諸手続き（以下「諸手続」という。）を適切に行うこと。

特に、伐採を行う場合、森林所有者等（森林所有者又は森林所有者から経営の委託を受けた者）より立木を買い受けて伐採するときは、伐採及び伐採後の造林の届出や保安林内の立木伐採許可申請など自ら適切に行い、また、作業を森林所有者等から請け負って実施するときは、森林所有者等により諸手続が適切に行われ、伐採及び伐採後の造林の届出にかかる適合通知書や保安林内の立木伐採許可等を得ていることを確認すること。

民有林において森林整備等を実施する場合には、森林法により各市町村が策定した市町村森林整備計画に従って施業することを旨としなければならないとされており、特に、市町村森林整備計画に基づく次の事項について留意すること。

1 主伐に関する事項

森林の機能別の区域に応じた適切な伐採となっていること。

- (1) 樹種別の立木の標準伐期齢に照らし適切な伐採となっていること。
- (2) 1箇所あたりの皆伐面積の上限を超えていないこと。

2 更新に関する事項

伐採後の更新について、適切に計画されていること。

- (1) 「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」に該当する場合、原則として、伐採後2年以内の植栽が計画されていること。
- (2) 天然更新については、天然更新すべき期間内に更新が完了可能な箇所では計画されていること。

第2 森林整備等の作業実施に関する事項

森林整備等の作業実施にあたっては、事前に森林所有者等とその方法や内容について打合せを行い、特に次の事項に留意して行うこと。

また、伐採及び伐採後の造林の届出や保安林内の立木伐採許可申請等の内容に従った作業を行うこと。

1 伐採等の作業を行う場合

- (1) 降雨等による土砂や汚濁水の流出防止に努めることとし、作業の途中であっても大雨が予想される場合は、必要に応じ集材路等に排水路を設置し浸食防止に努めるなど、対策を検討すること。
- (2) 流木被害の要因とならないよう、河川周辺では残材等の適切な処理に努めること。
- (3) 野生生物の生息・生育環境の保全に配慮した作業に努め、作業実施箇所及びその周辺に希少な野生生物の生息が確認された場合は、作業実施時期の変更を含め必要な対策を検討すること。
- (4) 伐採後の適確な更新を図るため、枝条等残材の整理等に努めること。

2 路網・土場の開設等を行う場合

- (1) 伐採や集材方法に沿った効率的な路網の開設及び土場の設置に努め、特に、切土、盛土を極力抑え、林地崩壊等の原因とならないよう留意すること。
- (2) 隣接する森林所有者など関係者の承諾を得た上、地域条件に適した作設方法を示した北海道森林作業道作設指針等を確認し、適切な作設内容となるよう努めること。

第3 合法木材等に関する事項

自ら生産した素材を製材工場等に出荷・販売するときは、合法伐採を証明する書類を製材工場等に対し提出するなど、合法木材等の流通に向けた取組に対する積極的な協力に努めること。

第4 労働安全衛生に関する事項

労働安全衛生法をはじめとした関係法令等を遵守し、労働災害の防止、労働環境の改善に取り組むこととし、特に次の事項について留意すること。

- (1) 作業員を雇い入れたときなどや伐木等危険業務等に就かせる場合は、林業・木材製造業労働災害防止協会等が実施する安全衛生教育及び特別教育を受講させるなどするほか、はい作業等技能講習の受講が必要な業務に就かせる場合は、登録教習機関が実施する講習を受講させるなど、法令に基づく安全衛生教育等を適切に行うこと。
- (2) 毎日の危険予知ミーティング、指差し呼称の励行やチェーンソー防護服等安全装備の着用等、自主的な労働災害防止に向けた取組により、危険要因の排除に努めること。
- (3) 労働安全衛生に関する研修や労働災害防止大会に積極的に参加するとともに、自ら職場内研修を企画開催するなど、労働災害の撲滅に向けた意識の向上を図ること。
- (4) 緊急時の迅速な救護のため、現場との連絡体制を整備し、現場に救急箱や担架等の救急資材の常時配備に努めること。
- (5) 健康診断の定期的な実施等による従業員の健康管理のほか快適な職場環境の形成に努めること。

第5 作業請け負わせに関する事項

森林整備等を他の事業体に請け負わせて実施する場合は、登録林業事業体を選定し、当該事業体と一体となって本指針を遵守すること。